(監査委員)

茨城県監査委員公告第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき,定期監査をしたので,同条第9項の規定により,次のとおり公表する。

平成 28 年 11 月 28 日

茨城県監査委員 藤島正孝

同 福地源一郎

同 岡野栄治

同 羽生健志

(1) 実施方針

- ア 予算の執行等の財務に関する事務又は経営に係る事業が、法令等に従って適正に執行されているか、という正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視した監査を実施する。
- イ 職員による不適切な事務処理等が発生している状況に鑑み,事務事業の管理執行体制の観点も 考慮した監査を実施する。
- ウ 前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認する。

(2) 監査の対象機関 25機関

所管部局	監査対象機関名
総務部	自転車競技事務所
総務部	県北県民センター
総務部	鹿行県民センター
総務部	県西県民センター
生活環境部	環境放射線監視センター
保健福祉部	水戸保健所
保健福祉部	日立保健所
保健福祉部	土浦保健所
保健福祉部	福祉相談センター
保健福祉部	精神保健福祉センター
農林水産部	畜産センター肉用牛研究所
農林水産部	農業総合センター鹿島地帯特産指導所
教育庁	水戸教育事務所
教育庁	県立図書館
教育庁	県教育研修センター
教育庁	緑岡高等学校
教育庁	水戸商業高等学校
教育庁	海洋高等学校
教育庁	牛久栄進高等学校
教育庁	総和工業高等学校
教育庁	内原特別支援学校
教育庁	つくば特別支援学校
教育庁	協和特別支援学校
警察本部	牛久警察署
警察本部	下妻警察署

(3) 監査実施期間

平成28年9月1日から平成28年10月31日まで

(4) 監査の結果

ア 指摘事項

事務事業の執行に著しく適正を欠き,是正又は改善を求める必要があると認められる事項については,指摘とする。

イ 注意事項

指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については、注意とする。

定期監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりである。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

所管部局•	監査対象機関名	監査の結果
総務部	自転車競技事務所	領収した現金について,月を越えて指定金融機関に払い
		込んでいたこと,それを現金出納カードに記載していなか
		ったこと及び調定決議が遅延していたことは,茨城県財務
		規則に違反し適切でない。